

陳情文書表

令和8年第2回神奈川県議会定例会

令和8年6月15日

陳情番号	99	付議年月日	8.5.18
件名	憲法改正発議に関する慎重審議及び十分な国民的議論の確保を求める意見書提出に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	横浜市都筑区東山田2-19-13 池田珠美		
<p>【第1 法的根拠】</p> <p>本陳情は、以下の明確な法的根拠に基づき提出するものである。</p> <p>1. 地方自治法第99条（意見書提出権） 普通地方公共団体の議会は、当該団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。</p> <p>憲法改正発議は、地方自治体の財政・安全保障体制・条例運用・住民生活に重大な影響を及ぼすため、「当該団体の公益」に明確に該当する。</p> <p>2. 地方自治の本旨（憲法第92条） 地方自治は国政に対する地域意思の反映を制度的に保障するものであり、議会が意見書を提出することはその本質的機能である。</p> <p>3. 県議会会議規則（陳情規定） 本件は議会の審査対象とすべき公益性を有する重大事項である。</p> <p>4. 日本国憲法第16条 何人も、損害の救済、法律・命令の制定改廃等に関し、平穏に請願する権利を有する。請願権は国民の基本的人権であり、国家権力に対する制度的統制機能を有する。</p> <p>【第2 陳情事項】</p> <p>神奈川県議会において、地方自治法第99条に基づき、下記内容を含む意見書を国会及び関係行政機関に提出されたい。</p> <p>【意見書】</p> <p>憲法改正発議に関する慎重審議と十分な国民的議論の確保を求める意見書</p> <p>現在、国会において憲法改正に関する議論が進められている。</p>			

憲法は国家の基本原則を定める最高法規であり、その改正は、

- ・統治構造
- ・基本的人権の保障
- ・安全保障政策
- ・財政運営
- ・地方自治制度

等、広範かつ長期にわたり国民生活及び地方行政に重大な影響を及ぼす。

特に地方公共団体においては、

- ・安全保障政策変更に伴う住民保護体制の再構築
- ・財政負担構造の変動
- ・条例運用への直接的影響
- ・自治権限の範囲変更

など、具体的かつ現実的影響が想定される。

よって、憲法改正発議にあたっては、次の事項を強く求める。

- 一 拙速な発議を行わないこと
- 二 改正案ごとの具体的影響評価を明示すること
- 三 国民に対する十分な情報提供と熟議期間を確保すること
- 四 国民投票における情報環境の公正性を確保する措置を講ずること

以上、地方自治の立場から強く要請する。

【第3 理由】

1. 憲法改正は国政事項であるが、その影響は地方自治体の行政実務・財政運営・住民生活に直結する。
2. 地方自治法第99条は、国政に対する地域意思の反映を制度的に保障する規定である。
3. 十分な情報提供と熟議が確保されないまま発議がなされる場合、民主的正統性に重大な疑義が生じ得る。
4. 地方議会が意見書を提出することは、地方自治の本旨に合致し、議会の責務に属する。

【附記】

本陳情は、特定政党を利する目的ではなく、地方自治の観点から慎重審議と国民的熟議の確保を求めるものである。

以上。

陳情番号	100	付議年月日	8.5.18
件名	県の厚木合同庁舎に所在する各組織の問題点について陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	厚木市旭町4-10-19 FJビル301 坂 根 輝		
陳情の趣旨			
<ol style="list-style-type: none"> 健康増進法第27条に基づく「望まない受動喫煙を防止するための配慮義務」について、株式会社藤川商店（本店：厚木市旭町4-10-19）による明らかな法令違反を県が認定しているにもかかわらず、実効性のある是正措置（喫煙場所の撤去または移動）が講じられていない現状を早急に改善すること。 厚木保健福祉事務所の職員が、人命や健康に関わる通報に対して「回答を待て」と繰り返すのみで、具体的な解決策や期限（5W1H）を明示しない不誠実な対応を改め、行政としての責任を果たすよう強く求めること。 			
陳情の理由			
<ol style="list-style-type: none"> 日常生活における深刻な健康被害の継続 陳情者が居住する建物の唯一の通路である階段下において、貸主たる同社の従業員のみならず、代表者や前代表者が日常的に喫煙を続けており、避けることのできない受動喫煙を毎日強いられている。これにより陳情者の健康被害は日々増大しており、生活の安全が著しく脅かされている状況にある。 行政による法令違反の認定と不十分な措置 本件について県の厚木保健福祉事務所に申し立てた際、同事務所は現地を訪問した上で、同社の行為が健康増進法第27条の「配慮義務違反」に該当することを認めている。しかしながら、県は同社に対し改善の「依頼」（＝用件などを人に頼むこと。人に頼ること。）として同社にお願いしているとするのみであるが、「配慮義務違反」は紛れもなく、「義務」であり、お願いしてやってもらうことではなく、法令遵守を徹底させていない。その結果、是正依頼後も喫煙が継続され、県民・国民の人命を脅かす事態となっている。 担当職員による不適切かつ不誠実な対応 改善が見られない現状を担当職員に電話で伝えた際、同氏は「回答を待って」と繰り返し、さらには「指導している」「指導している」と繰り返すのみであり、誰が、いつまでに、どのようなことをしたのか、指導とは何なのかを全く説明しない。また「同社がやってくれないからだ」といい、「指導している」といいながら、同社代表者やその父親である前代表者をもが堂々と喫煙しており、挙句には、「あなたが自分でいえばいいじゃないか」とまでいわれる始末である。また、そして今後、どのような判断を下すのかといった具体的な説明を一切拒否した。健康増進法は受動喫煙から県民・国民を保護し、健康を守る法律であり、タバコの煙はがんの原因になり、いうながら人命がどうなるかと知ったことじゃないというスタンスであるが、この法律であり、行政には法令違反の状態を排除する作為義務がある。現状の「回答を待て」という一点張りの対応は、市民の生命・健康を軽視しており、行政の不作为と言わざるを得ない。 			

4. 「努力義務」ではなく「義務」としての執行の欠如

健康増進法第27条は努力義務ではなく「義務」である。法人が配慮を怠り、住民に受動喫煙をさせている現実が認定された以上、行政がなすべきことは曖昧な回答を待つことなく、直ちに喫煙場所を撤去させ、被害を止めることである。現在の県の対応は、法令の趣旨を逸脱し、被害者に我慢を強いる不適切なものである。このような行政の怠慢な状況に辟易し、陳情者は、現住所から転居を強いられている。

陳情番号	101	付議年月日	8.5.18
件名	正規教員の増員を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
文教常任委員会	横浜市戸塚区平戸3-28-5 大和田方 臨時教職員制度の改善を求めるかながわ連絡会 代表 荒井文昭		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>日頃より、神奈川県の子どもたちに豊かな教育を保障するためにご尽力いただき、ありがとうございます。</p> <p>昨年度、神奈川県では、小・中学校・高校・特別支援学校における定数内欠員が2000名を超え、欠員に対して臨時的任用職員を300名以上も配置できない状況となっていました。さらに、産・育休代替を担う臨時的任用職員も不足し、各学校では慢性的な教員不足が続いていました。</p> <p>「教職員定数標準法」は、「教職員の配置の適正化を図るため、・・・教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて教育水準の維持向上に資することを目的とする。」としています。教職員定数が充足されていない現在の未配置状況は、教育水準の低下を意味し、保護者・県民の信頼を揺るがす大問題です。</p> <p>総務省自治行政局公務員部発行の「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」には、「各地方公共団体における公務の運営においては、任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則を前提とすべきです。」とあります。文部科学省も、令和6年7月9日発出の『『教師不足』への対応等について（アンケート結果の共有と留意点）』において、「各教育委員会において設定している正規教員の割合などの目標に照らして、正規教員の比率向上に取り組んで頂くとともに、いまだ正規教員の採用に関する目標設定を行っていない教育委員会においては、教員採用計画の中で、全国の状況も参照しつつ目標とする正規教員の割合等を設定するなどの取組を進めていただきますようお願いいたします。」と正規教員の増員を求めています。</p> <p>2009年の県議会文教常任委員会では、今後の教員人材の確保について問われ、県教育委員会の当時の教職員人材担当課長は、「臨時的任用職員という形で既に教壇に立って力を付けている方々が多くおり、積極的に正規教員に登用していくような仕組みづくりを検討している」と答弁しました。教員採用における選考は、神奈川県人事委員会規則では、「当該職の職務遂行の能力の有無を、選考の基準に適合しているかどうかに基づいて判定するものとする。」とされており、長年任用され続けている臨時的任用職員の職務遂行能力を正當に評価する採用選考制度が求められています。</p> <p>つきましては、以下の点について陳情いたします。</p> <p>【陳情項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定数内に占める正規教員の比率を向上させるため、正規教員を大幅に増員してください。 2. 正規教員の採用にあたっては、経験ある臨時的任用職員を積極的に登用してください。 			

陳情番号	102-1	付議年月日	8.5.20
件名	高等学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	横浜市旭区四季美台55-6 学校教育の中立性と透明性を守る神奈川県民の会 神奈川県代表 出井健三郎 外1人		
【陳情理由】			
<p>高等学校における平和教育及び修学旅行・校外学習は、生徒が命の尊さ、戦争の悲惨さ、わが国と地域社会が歩んできた歴史、国際社会の平和の大切さを学ぶ重要な教育活動です。高校生は、社会や政治、国際関係について自ら考え、主権者として判断力を養う重要な時期にあります。</p> <p>平和教育の学習内容が特定の見解に偏った場合、生徒の歴史認識、社会認識、主権者としての判断形成に影響を与えるおそれがあります。いわゆる「偏向教育」との疑念を招くことのないよう、特に平和教育においては結論ありきの指導を避け、事実を基にした政治的中立性と、生徒が多面的・多角的に考え、主体的に判断できる学びを確保することが重要です。</p> <p>教育基本法第14条は、政治的教養を尊重する一方で、学校が特定の政党を支持し、又は反対するための政治教育その他政治的活動を行うことを禁じています。</p> <p>本陳情を通し、高等学校における平和教育の政治的中立性や修学旅行・校外学習の安全管理について点検を求める背景には、令和8年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆し、生徒1名と船長1名が死亡し、14名が負傷した痛ましい事故があります。</p> <p>亡くなられた武石知華さんの御遺族は、事故当日の経過についてインターネット上で公表されています。そこでは、学校から家族への事故に関する最初の報告が死亡確認後であったこと、父親が電話越しに娘の死を知り、「心の叫びが声にならない」と記されています。保護者にとって、修学旅行や校外学習は、学校を信頼して大切な子供を預ける教育活動であり、その信頼に応えるためにも、十分な安全確認と説明責任が求められます。</p> <p>さらに御遺族は、沖縄や辺野古は、平和、戦争、命、歴史、基地、国防、日米関係、地政学などを考えることができる場所である一方、偏った情報を一方的に与えるのであれば、それは平和教育とはいえない趣旨の思いも綴られています。これは、生徒が多様な情報に触れ、多面的に考える教育であってほしいという保護者の願いと受け止めるべきです。</p> <p>文部科学省は、令和8年4月7日付で「学校における校外活動の安全確保の徹底等について（通知）」を発出し、校外活動の安全性や実施内容の確認、児童生徒・保護者への十分な説明、学校主体の安全確保、船舶利用時の許認可事業者の選定等を求めています。また、大阪府教育庁は、府立学校及び大阪府知事認可の私立学校を対象に、過去3年間の国内修学旅行・宿泊研修について、安全性、実施内容、事故で船舶を運航していた市民団体との関わり、教育活動における中立性等の調査を実施しました。</p>			

なお、辺野古移設反対を呼びかける「辺野古基金」の賛同団体として、神奈川県教職員組合（神教組）をはじめ、名称上確認できる教職員組合系団体が、各都道府県あわせて300団体以上確認できます。自治体内でも教職員系団体、及び中学校・高校の教員本人が、辺野古移設反対活動への「寄付」を呼び掛けている実態はないのでしょうか。また、こうした反対活動を支援する教員が、教室内や校外学習において、生徒たちの「平和学習」を指導している可能性はないのでしょうか。

教壇に立つ教職員や教育現場に関係する団体が、特定の政治的運動に賛同している事実は、平和学習や校外学習における政治的中立性への配慮を、改めて確認する必要性を示すものです。

以上、神奈川県において、高等学校における平和教育及び修学旅行・校外学習の政治的中立性、適正性、安全性を確保するため、下記のとおり陳情いたします。

【陳情項目】

①高等学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。
教育基本法第14条の趣旨に沿い、教師の指導内容、使用教材、外部講師・語り部・市民団体等の招へい又は関与が、特定の政党・政治団体・政治運動の立場に偏ることのないよう確認すること。また、事実を基に諸資料や多様な情報を活用しながら、生徒が多面的・多角的に考え、主体的かつ公正に判断できる平和教育となるよう、教育委員会としての方針及び学校への指導上の留意事項を改めて確認すること。

②保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。
修学旅行・校外学習の目的、訪問先、活動内容、移動手段、外部関係者の関与、安全管理体制について、保護者に事前に十分説明すること。あわせて、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、行程及び活動内容に応じた危険性の事前把握、事業者の安全管理体制の確認、緊急時対応及び引率体制の徹底を図ること。
(私立高校も含む)

③過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。
教育委員会又は学校に保存されている過去3年間の計画書、実施要項、実施報告等をもとに、主に修学旅行・校外学習の内容を確認すること。その際、辺野古周辺の現地視察、抗議活動現場の訪問、座り込み、船舶利用、関連団体等の関与などが含まれていなかったかを確認すること。あわせて、保護者の視点から見て、政治的中立性又は安全管理上の懸念が残る行程・教育活動がなかったかを確認すること。
(私立高校も含む)

④③に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。
③により、該当又はその疑いのある事例が確認された場合は、学校及び関係者への聞き取りを行うこと。その際、活動内容、生徒に対する特定の政治的活動への参加・賛同の働きかけ、安全管理、保護者説明、政治的中立性への配慮等について、実態を把握すること。また、その結果を今後の指導及び改善に生かすこと。(私立高校も含む)

陳情番号	102-2	付議年月日	8.5.20
件名	高等学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
文教常任委員会	横浜市旭区四季美台55-6 学校教育の中立性と透明性を守る神奈川県民の会 神奈川県代表 出井健三郎 外1人		
【陳情理由】			
<p>高等学校における平和教育及び修学旅行・校外学習は、生徒が命の尊さ、戦争の悲惨さ、わが国と地域社会が歩んできた歴史、国際社会の平和の大切さを学ぶ重要な教育活動です。高校生は、社会や政治、国際関係について自ら考え、主権者として判断力を養う重要な時期にあります。</p> <p>平和教育の学習内容が特定の見解に偏った場合、生徒の歴史認識、社会認識、主権者としての判断形成に影響を与えるおそれがあります。いわゆる「偏向教育」との疑念を招くことのないよう、特に平和教育においては結論ありきの指導を避け、事実を基にした政治的中立性と、生徒が多面的・多角的に考え、主体的に判断できる学びを確保することが重要です。</p> <p>教育基本法第14条は、政治的教養を尊重する一方で、学校が特定の政党を支持し、又は反対するための政治教育その他政治的活動を行うことを禁じています。</p> <p>本陳情を通し、高等学校における平和教育の政治的中立性や修学旅行・校外学習の安全管理について点検を求める背景には、令和8年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆し、生徒1名と船長1名が死亡し、14名が負傷した痛ましい事故があります。</p> <p>亡くなられた武石知華さんの御遺族は、事故当日の経過についてインターネット上で公表されています。そこでは、学校から家族への事故に関する最初の報告が死亡確認後であったこと、父親が電話越しに娘の死を知り、「心の叫びが声にならない」と記されています。保護者にとって、修学旅行や校外学習は、学校を信頼して大切な子供を預ける教育活動であり、その信頼に応えるためにも、十分な安全確認と説明責任が求められます。</p> <p>さらに御遺族は、沖縄や辺野古は、平和、戦争、命、歴史、基地、国防、日米関係、地政学などを考えることができる場所である一方、偏った情報を一方的に与えるのであれば、それは平和教育とはいえない趣旨の思いも綴られています。これは、生徒が多様な情報に触れ、多面的に考える教育であってほしいという保護者の願いと受け止めるべきです。</p> <p>文部科学省は、令和8年4月7日付で「学校における校外活動の安全確保の徹底等について（通知）」を発出し、校外活動の安全性や実施内容の確認、児童生徒・保護者への十分な説明、学校主体の安全確保、船舶利用時の許認可事業者の選定等を求めています。また、大阪府教育庁は、府立学校及び大阪府知事認可の私立学校を対象に、過去3年間の国内修学旅行・宿泊研修について、安全性、実施内容、事故で船舶を運航していた市民団体との関わり、教育活動における中立性等の調査を実施しました。</p>			

なお、辺野古移設反対を呼びかける「辺野古基金」の賛同団体として、神奈川県教職員組合（神教組）をはじめ、名称上確認できる教職員組合系団体が、各都道府県あわせて300団体以上確認できます。自治体内でも教職員系団体、及び中学校・高校の教員本人が、辺野古移設反対活動への「寄付」を呼び掛けている実態はないのでしょうか。また、こうした反対活動を支援する教員が、教室内や校外学習において、生徒たちの「平和学習」を指導している可能性はないのでしょうか。

教壇に立つ教職員や教育現場に関係する団体が、特定の政治的運動に賛同している事実は、平和学習や校外学習における政治的中立性への配慮を、改めて確認する必要性を示すものです。

以上、神奈川県において、高等学校における平和教育及び修学旅行・校外学習の政治的中立性、適正性、安全性を確保するため、下記のとおり陳情いたします。

【陳情項目】

①高等学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。

教育基本法第14条の趣旨に沿い、教師の指導内容、使用教材、外部講師・語り部・市民団体等の招へい又は関与が、特定の政党・政治団体・政治運動の立場に偏ることのないよう確認すること。また、事実を基に諸資料や多様な情報を活用しながら、生徒が多面的・多角的に考え、主体的かつ公正に判断できる平和教育となるよう、教育委員会としての方針及び学校への指導上の留意事項を改めて確認すること。

②保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。

修学旅行・校外学習の目的、訪問先、活動内容、移動手段、外部関係者の関与、安全管理体制について、保護者に事前に十分説明すること。あわせて、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、行程及び活動内容に応じた危険性の事前把握、事業者の安全管理体制の確認、緊急時対応及び引率体制の徹底を図ること。

(私立高校も含む)

③過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。

教育委員会又は学校に保存されている過去3年間の計画書、実施要項、実施報告等をもとに、主に修学旅行・校外学習の内容を確認すること。その際、辺野古周辺の現地視察、抗議活動現場の訪問、座り込み、船舶利用、関連団体等の関与などが含まれていなかったかを確認すること。あわせて、保護者の視点から見て、政治的中立性又は安全管理上の懸念が残る行程・教育活動がなかったかを確認すること。

(私立高校も含む)

④③に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。

③により、該当又はその疑いのある事例が確認された場合は、学校及び関係者への聞き取りを行うこと。その際、活動内容、生徒に対する特定の政治的活動への参加・賛同の働きかけ、安全管理、保護者説明、政治的中立性への配慮等について、実態を把握すること。また、その結果を今後の指導及び改善に生かすこと。(私立高校も含む)

陳情番号	103-1	付議年月日	8.5.25
件名	株式会社藤川商店における数々の条例違反に対する厳正な処分、並びに神奈川県のみならず全国的な公文書管理と行政の不作為の是正を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
総務政策常任委員会	厚木市旭町4-10-19 FJビル301 坂 根 輝		
<p>●陳情の趣旨</p> <p>1 無許可での大規模設備改修に対する徹底調査と厳正な処分の実施 株式会社藤川商店が平成4年や2017年に行った製造設備の全面改修や最新鋭ミキサの導入などについて、条例で義務付けられている「変更許可申請」等が行われていない疑いが強い。県に対し、直ちに立入検査を実施し、条例違反の事実を解明した上で、厳正な処分を下すよう求めること。</p> <p>2 指定事業所表示板の未設置に対する早急な是正指導 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」第6条等により設置が義務付けられている「指定事業所であることを示す表示板」が、同事業所に設置されていない。県に対し、速やかに現地確認を行い、確実に設置させるよう指導を求めること。</p> <p>3 自動車出入口の無許可変更に関する事実関係の調査と是正命令 生コンクリートプラントを設置する事業所において変更許可が必要な「自動車の出入口の位置」について、過去と現在で出入口が変更されているにもかかわらず、手続きが行われていない疑いがある。この事実関係を調査し、違反状態の是正を命じるよう求めること。</p> <p>4 長期間にわたる未申請・未届出状態の抜本的解消 旧神奈川県公害防止条例に基づく「設置許可申請書」や「事業開始届出書」など、事業運営の根幹に関わる手続文書が県において「不存在」とされている。同社が適法に事業を行っているか根本から見直し、必要な申請・届出を遡って適正に履行させるよう県に求めること。</p> <p>5 「指定工場基本台帳」の記載不備の是正と管理体制の改善 県から開示された「指定工場基本台帳」において、必須項目であるはずの「事業開始年月日」が空欄のまま放置されている。このような不備な台帳管理の実態を究明し、適正かつ正確な情報の管理体制を構築するよう求めること。</p> <p>6 重要行政文書が「不存在」となる公文書管理体制の抜本的見直し <u>指定工場・指定事業所に係る各種許可申請・届出書類が、県央地域県政総合センターのみならず全庁的に「物理的不存在」とされた異常な事態について、県の公文書管理体制の不備を議会として検証し、改善を促すこと。</u></p> <p>7 文書廃棄プロセスの透明化と追跡可能な記録体制の整備 <u>行政文書が保存期間満了で廃棄された場合であっても、「保存文書等引渡書」に個別事業所名が記載されていないため、廃棄の事実や経緯すら追跡できない運用が行われている。県民の知る権利を保障するため、個別の事案が追跡可能な記録体制へ改めるよう求めること。</u></p> <p>8 県央地域県政総合センターの「不作為」に対する是正勧告 県民からの具体的な法令違反の通報に対し、担当課は「事実確認を行い、必要な対応を進める」と回答しながら、実際には実効性のある対応を怠っている。この行政の不作為に対し、速やかに具体的な行動を起こすよう強く指導すること。</p> <p>9 厚木市など関係自治体・関連部局と連携した監視体制の構築 当該事業所の違反事項を漏れなく是正するため、神奈川県単独での対応にとどまらず、騒音規制等の窓口である厚木市生活環境課等の関連部局と緊密に連携した実効性ある監視体制を構築す</p>			

るよう求めること。

10 県内の指定事業所に対する定期的な監査・立入検査の強化

本件のように、長期間にわたり事業者の条例違反が放置され、県の書類も散逸するという事態を未然に防ぐため、県内の全ての指定事業所に対する定期的な監査や立入検査の仕組みを強化・徹底するよう県当局に求めること。

●陳情の理由

1 株式会社藤川商店に係る数々の条例違反と県の看過について

同社はコンクリート圧送業等を行う指定事業所（指定工場）ですが、法令上義務付けられている複数の手を怠っている疑いが強く、県はこれを看過し続けています。

(1) 度重なる大規模設備改修に伴う変更許可申請等の不履行

同社のWebサイトや会社情報図書によれば、同社は「平成4年8月に製造設備を全面改修」、「2004年にベルトコンベヤー及びヤードの改良」、「2006年にコンクリート排水処理施設新設」、「2017年に最新鋭ミキサ及び最新鋭操作盤の導入」など、複数回にわたり大規模な設備の変更を行っています。これらは指定施設の種類・数・規模の変更等にあたり、旧神奈川県公害防止条例第7条（指定工場等の位置等の変更の許可）や、現行の神奈川県生活環境の保全等に関する条例第8条（変更の許可）および第10条（変更の届出）に基づく手続が必須です。しかし、行政文書公開請求の結果、県はこれらの「変更許可申請書」や「変更完了届出書」を一切保有しておらず（物理的不存在）、同社が無許可で設備の変更を繰り返してきたことは明白です。

(2) 自動車出入口の位置の無許可変更

生コンクリートプラント等の施設を設置する指定事業所において、自動車の出入口の位置を変更する場合は変更許可申請が必要とされています。同社は昭和46年当時と現在とで事業所レイアウトが大きく変わり、出入口も変更されているにもかかわらず、その申請が行われていません。

(3) 指定事業所表示板の未設置

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第6条（表示板の掲示）により、指定事業所の名称や許可年月日等を記載した表示板を公衆の見やすい箇所に掲示することが義務付けられていますが、同事業所には設置されておらず、明確な条例違反状態にあります。

2 神奈川県の極めてずさんな行政文書管理の実態について

本件を通じて、県の公文書管理体制が機能していないことが露呈しました。

(1) 基本台帳における重要事項の記載漏れ

県から開示された「指定工場基本台帳」には、許可年月日（昭和47年4月22日）の記載はあるものの、指定工場として最も基本的な情報である「事業開始年月日」が空欄のまま放置されています。

(2) 文書の存在確認および廃棄の根拠すら追えない管理体制

旧条例第3条に基づく「設置許可申請書」や第6条に基づく「事業開始届出書」など、事業の根幹に関わる重要な当初の行政文書が存在していません。仮に保存期間満了で廃棄されたのだとしても、文書課長等が作成した「保存文書等引渡書」には個別事業所名が記載されておらず、いつ、いかなる根拠で廃棄されたのか（あるいは最初から提出されていなかったのか）の追跡すら不可能な状態です。このことは県の行政の透明性と信頼性を著しく損なうものです。

3 県央地域県政総合センターの不作为について

私は、令和8年1月9日付で県央地域県政総合センター環境保全課に対し、上記に類する条例違反事項の是正を求める申出等を行いました。これに対し、県からは令和8年1月16日付で「通報内容について事実確認を行い、必要な対応を進める」との回答を受領しました。しかしながら、同社に対する立ち入り検査や是正指導など、実効性のある対応が速やかに行われている形跡はなく、重大な違反状態が放置され続けています。

陳情番号	103-2	付議年月日	8.5.25
件名	株式会社藤川商店における数々の条例違反に対する厳正な処分、並びに神奈川県のおずさんな公文書管理と行政の不作为の是正を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
環境農政常任委員会	厚木市旭町4-10-19 FJビル301 坂 根 輝		
<p>●陳情の趣旨</p> <p>1 無許可での大規模設備改修に対する徹底調査と厳正な処分の実施 株式会社藤川商店が平成4年や2017年に行った製造設備の全面改修や最新鋭ミキサの導入などについて、条例で義務付けられている「変更許可申請」等が行われていない疑いが強い。県に対し、直ちに立入検査を実施し、条例違反の事実を解明した上で、厳正な処分を下すよう求めること。</p> <p>2 指定事業所表示板の未設置に対する早急な是正指導 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」第6条等により設置が義務付けられている「指定事業所であることを示す表示板」が、同事業所に設置されていない。県に対し、速やかに現地確認を行い、確実に設置させるよう指導を求めること。</p> <p>3 自動車出入口の無許可変更に関する事実関係の調査と是正命令 生コンクリートプラントを設置する事業所において変更許可が必要な「自動車の出入口の位置」について、過去と現在で出入口が変更されているにもかかわらず、手続きが行われていない疑いがある。この事実関係を調査し、違反状態の是正を命じるよう求めること。</p> <p>4 長期間にわたる未申請・未届出状態の抜本的解消 旧神奈川県公害防止条例に基づく「設置許可申請書」や「事業開始届出書」など、事業運営の根幹に関わる手続文書が県において「不存在」とされている。同社が適法に事業を行っているか根本から見直し、必要な申請・届出を遡って適正に履行させるよう県に求めること。</p> <p>5 「指定工場基本台帳」の記載不備の是正と管理体制の改善 県から開示された「指定工場基本台帳」において、必須項目であるはずの「事業開始年月日」が空欄のまま放置されている。このようなずさんな台帳管理の実態を究明し、適正かつ正確な情報の管理体制を構築するよう求めること。</p> <p>6 重要行政文書が「不存在」となる公文書管理体制の抜本的見直し 指定工場・指定事業所に係る各種許可申請・届出書類が、県央地域県政総合センターのみならず全庁的に「物理的不存在」とされた異常な事態について、県の公文書管理体制の不備を議会として検証し、改善を促すこと。</p> <p>7 文書廃棄プロセスの透明化と追跡可能な記録体制の整備 行政文書が保存期間満了で廃棄された場合であっても、「保存文書等引渡書」に個別事業所名が記載されていないため、廃棄の事実や経緯すら追跡できない運用が行われている。県民の知る権利を保障するため、個別の事案が追跡可能な記録体制へ改めるよう求めること。</p> <p>8 県央地域県政総合センターの「不作为」に対する是正勧告 県民からの具体的な法令違反の通報に対し、担当課は「事実確認を行い、必要な対応を進める」と回答しながら、実際には実効性のある対応を怠っている。この行政の不作为に対し、速やかに具体的な行動を起こすよう強く指導すること。</p> <p>9 厚木市など関係自治体・関連部局と連携した監視体制の構築 当該事業所の違反事項を漏れなく是正するため、神奈川県単独での対応にとどまらず、騒音規制等の窓口である厚木市生活環境課等の関連部局と緊密に連携した実効性ある監視体制を構築す</p>			

るよう求めること。

10 県内の指定事業所に対する定期的な監査・立入検査の強化

本件のように、長期間にわたり事業者の条例違反が放置され、県の書類も散逸するという事態を未然に防ぐため、県内の全ての指定事業所に対する定期的な監査や立入検査の仕組みを強化・徹底するよう県当局に求めること。

●陳情の理由

1 株式会社藤川商店に係る数々の条例違反と県の看過について

同社はコンクリート圧送業等を行う指定事業所（指定工場）ですが、法令上義務付けられている複数の手を怠っている疑いが強く、県はこれを看過し続けています。

(1) 度重なる大規模設備改修に伴う変更許可申請等の不履行

同社のWebサイトや会社情報図書によれば、同社は「平成4年8月に製造設備を全面改修」、「2004年にベルトコンベヤー及びヤードの改良」、「2006年にコンクリート排水処理施設新設」、「2017年に最新鋭ミキサ及び最新鋭操作盤の導入」など、複数回にわたり大規模な設備の変更を行っています。これらは指定施設の種類・数・規模の変更等にあたり、旧神奈川県公害防止条例第7条（指定工場等の位置等の変更の許可）や、現行の神奈川県生活環境の保全等に関する条例第8条（変更の許可）および第10条（変更の届出）に基づく手続きが必須です。しかし、行政文書公開請求の結果、県はこれらの「変更許可申請書」や「変更完了届出書」を一切保有しておらず（物理的不存在）、同社が無許可で設備の変更を繰り返してきたことは明白です。

(2) 自動車出入口の位置の無許可変更

生コンクリートプラント等の施設を設置する指定事業所において、自動車の出入口の位置を変更する場合は変更許可申請が必要とされています。同社は昭和46年当時と現在とで事業所レイアウトが大きく変わり、出入口も変更されているにもかかわらず、その申請が行われていません。

(3) 指定事業所表示板の未設置

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第6条（表示板の掲示）により、指定事業所の名称や許可年月日等を記載した表示板を公衆の見やすい箇所に掲示することが義務付けられていますが、同事業所には設置されておらず、明確な条例違反状態にあります。

2 神奈川県の極めてずさんな行政文書管理の実態について

本件を通じて、県の公文書管理体制が機能していないことが露呈しました。

(1) 基本台帳における重要事項の記載漏れ

県から開示された「指定工場基本台帳」には、許可年月日（昭和47年4月22日）の記載はあるものの、指定工場として最も基本的な情報である「事業開始年月日」が空欄のまま放置されています。

(2) 文書の存在確認および廃棄の根拠すら追えない管理体制

旧条例第3条に基づく「設置許可申請書」や第6条に基づく「事業開始届出書」など、事業の根幹に関わる重要な当初の行政文書が存在していません。仮に保存期間満了で廃棄されたのだとしても、文書課長等が作成した「保存文書等引渡書」には個別事業所名が記載されておらず、いつ、いかなる根拠で廃棄されたのか（あるいは最初から提出されていなかったのか）の追跡すら不可能な状態です。このことは県の行政の透明性と信頼性を著しく損なうものです。

3 県央地域県政総合センターの不作為について

私は、令和8年1月9日付で県央地域県政総合センター環境保全課に対し、上記に類する条例違反事項の是正を求める申出等を行いました。これに対し、県からは令和8年1月16日付で「通報内容について事実確認を行い、必要な対応を進める」との回答を受領しました。しかしながら、同社に対する立ち入り検査や是正指導など、実効性のある対応が速やかに行われている形跡はなく、重大な違反状態が放置され続けています。

陳情番号	104	付議年月日	8.5.28
件名	県庁総合案内の改善について陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	中郡二宮町山西1438-27 高橋浩二		
<p>1. 陳情の要旨</p> <p>県庁を初めて訪れる県民にも分かりやすく安心して利用していただけるよう、総合案内について、より親しみやすい対応や案内表示の充実を図っていただきたい。</p> <p>2. 陳情の理由</p> <p>私は二宮町で地域活動などに関わっておりますが、今回、県議会常任委員会の傍聴のため初めて神奈川県庁を訪れました。</p> <p>多くの職員の方々には丁寧に対応していただきましたが、一方で1階総合案内において、初来庁者への案内がやや分かりづらく、不安を感じる場面がありました。</p> <p>例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初来庁者向けの簡単な見学案内 ・県庁の分かりやすいガイドマップ <p>などがあると、県民にとってより開かれた県庁になるのではないかと思います。</p> <p>小さな改善ではありますが、県民サービス向上の一助として、ご検討いただけましたら幸いです。</p>			

陳情番号	105	付議年月日	8 . 5 . 29
件名	防災警察常任委員会の不正について. 陳情		
付議委員会	陳 情 者		
防災警察常任委員会	平塚市見附町12-6 須藤 信 男		
<p>私は防災警察常任委員会で3回県警本部の不正を陳情しています。証拠も提出しています。この件に関し、何の対応もとらないのは、委員会（県会議員）も不正をしている事と同じであります。要望書も提出しています。県民のくらし、生活を守る議員が、逃げまわっています。防災警察常任委員会の委員は、この陳情をしっかりと受け止め質疑するなどしっかりと審査・調査をすることを求める。</p> <p>神奈川県議員全員腐敗しています。とても健全な議会とはいえない。この件は、知事、政策局長、総務局長、議会局長、議長、高市総理、木原官房長官、赤間国家公安委員長にも報告しています。正常な議会に戻して下さい。</p>			